

# 個人情報保護規定

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本規定は、個人情報の取り扱いに関して当館が従うべき規則を定め、個人情報の適正な取り扱いを実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 本規定における用語の定義は、次の各号に定める。

1. 個人情報  
個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別できるもの
2. 個人情報データベースなど  
個人情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるものをいう。
  - ① 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - ② ①に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものであつて、目次、索引、その他検索を容易にするためのものを有するもの
3. 個人データ  
前号に定める個人情報データベースなどを構成する個人情報
4. 保有個人データ  
当館が開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行う権限を有する個人データ
5. 本人  
個人情報によって識別される特定の個人
6. 従業者  
当館の組織内で指揮監督を受け、個人情報の取扱いに従事するもの

### (適用範囲)

第3条 本規定は、当館の従業員に対して適用する。  
当館の従業員であったものは、退職後といえども在職中に知り得た個人情報について、みだりに利用または提供してはならない

## 第2章 個人情報の取得

### (個人情報の取得の原則)

第4条 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によって行うものとする。  
個人情報の取得は当社の事業活動に必要な範囲内において、以下の利用の目的達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

- ① 当館の事業目的達成に必要な範囲での個人情報の関係者への提供
- ② 当館の事業目的達成に必要な範囲での情報・サービス提供のための案内
- ③ 当館の事業目的達成に必要な範囲でのマーケティング調査および分析
- ④ その他、当館の事業目的達成に必要な業務の遂行およびサービスの提供

### (本人から直接に個人情報を取得する場合の措置)

第5条 本人から直接に個人情報を取得する場合には、個人情報保護法の定めに従い本人に対して事前もしくは事後速やかに次に掲げる事項を通知もしくは公表または明示するものとする。  
ただし、同法に別段の定めがある場合はこの限りではない。

- ① 個人情報の利用目的
- ② 個人情報を第三者に提供されることが予定される場合には、その目的および提供先

### 第3章 個人情報の利用および提供

#### (個人情報の利用の原則)

第6条 個人情報は、原則として利用目的の範囲内で権限を与えられたもののみが、業務遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

#### (個人情報の目的外利用)

第7条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、本人の同意を得るものとする。

#### (個人情報の提供)

第8条 当館が取り扱う個人データについては、本人の同意なくして第三者に提供してはならない。ただし、個人情報保護法に別段定めがある場合はこの限りではない。

#### (個人データの取扱委託)

第9条 当館の事業を遂行するために業務の一部または全部を第三者に委託する必要がある、それに伴って個人データを提供する場合は、適切な業者選定を行い、本人が事前承諾した利用目的の範囲内での契約を締結した上で提供する。

### 第4章 個人情報の管理および保管

#### (管理の原則)

第10条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲において、性格かつ最新の内容を保つように努めるものとする。

#### (安全対策の実施)

第11条 館長は、個人情報に関する不正利用および漏洩などのリスクに対して、必要な安全対策を実施するものとする。

#### (通報および再発防止策の実施)

第12条 従業員は、個人情報の外部への漏洩もしくは漏洩の恐れがあることを知った場合は、直ちに館長へ通報しなければならない。  
館長は個人情報の漏洩があった場合には、具体的対応・対策を実施するとともに、必要に応じ再発防止策を実施するものとする。

### 第5章 保有個人データの開示・訂正・利用停止・消去

#### (利用目的の通知等)

第13条 本人から、当該本人から識別される保有個人データの利用目的の通知などを求められたときは、本人に対し遅滞無くこれを通知回答するものとする。ただし、法令に別段定めがあるときはこの限りではない。

#### (保有個人データの開示)

第14条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し書面などの方法により当該保有データを開示するものとする。ただし、法令に別段の定めがあるときはこの限りではない。

開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められたときは、その内容の訂正等に関して他の法令により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞無くこれに応ずるとともに本人に対してその旨および訂正内容の通知を行うものとする。

(利用または提供の拒否に対する対応)

第15条 当館が有する保有個人データにつき、本人から自己が識別される保有個人データに関し、利用目的以外の取扱いがなされていること、または不正な手段で収集されたものであることを理由として、当該保有個人データの利用の停止または消去を求められた場合であって、その求めに理由があると認められるときは、遅滞無くこれに応ずるものとする。  
ただし、法令に別段の定めがあるときはこの限りではない。

当館が有する保有個人データにつき、本人から当該本人が識別される保有個人データが法令の規定に違反して、第三者に提供されている理由によって、当該保有データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があると認められるときは、遅滞無く当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。  
ただし、法令に別段の定めがあるときはこの限りではない。

## 第6章 個人情報の廃棄および消去

(廃棄・消去の手続き)

第16条 個人情報の廃棄および消去は、具体的な権限を与えられたものが焼却、裁断、溶解、磁氣的消去などの方法により、外部への流出などの危険を防止するための方策を講じた上で行うものとする。

## 第7章 雑則

(細則の制定)

第17条 館長は必要に応じ本規定の細則を定めることができる。

付則

この規定は平成21年4月1日から施行する。